

大規模災害時における応急対策業務に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震等異常な自然現象等により大規模災害が発生した場合において、青森県（以下「県」という。）が社団法人青森県建設業協会（以下「協会」という。）に対し、農林水産部及び県土整備部が管理する公共施設の応急対策業務の実施に関し、その協力を要請するため必要な事項を定めるものとする。

(対象となる災害)

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、地震、津波、豪雨その他の異常な自然現象及び大規模な事故による災害で、県が協会に対し応急対策業務の実施について協力を要請する必要があると認めたものとする。

(協力業務の内容)

第3条 この協定に基づき、県が協会に協力を要請する応急対策業務（以下「協力業務」という。）の内容は応急復旧工事（障害物除去用等の重機・資機材等の調達を伴う工事を含む。）の実施とする。

(契約の締結)

第4条 県は協会に対し協力を要請したときは、遅滞なく協力業務に関する契約を締結し、当該業務に要した費用を負担するものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する県の連絡窓口は、県土整備部整備企画課とする。

(協 議)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び協会が協議して定めるものとする。

(運 用)

第7条 この協定は平成20年 1月31日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、県及び協会が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 1月31日

青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申 吾



青森市安方三丁目9番13号

社団法人青森県建設業協会

会 長 杉 山 東 幹



大規模災害時における応急対策業務に関する協定の実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時における応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第6条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡調整)

第2条 協力業務の円滑な執行を確保するため、協会の支部を所管する地域県民局長（以下「所管地域県民局長」という。）は、他の地域県民局長との連絡調整に当たるものとする。

(支部会員等名簿の提出)

第3条 協会の支部長（以下「協会支部長」という。）は、所管地域県民局長に対し、当該支部に所属する会員等（以下「協会支部会員等」という。）の名簿を毎年4月20日までに提出するものとする。

2 協会支部長は、前項の規定により提出した名簿に変更が生じたときは、速やかに所管地域県民局長に報告するものとする。

(協力要請区域の担当会員等)

第4条 所管地域県民局長は、地域の実情等を考慮し所管区域を細分して、あらかじめ協力業務に関する協力要請区域を定めるものとする。

2 協会支部長は、第3条の規定により提出した名簿の中から、所管地域県民局長の助言を得て、前項の協力要請区域ごとに協力業務を行う複数の協会支部会員等（以下「担当会員等」という。）を配置し、その旨を当該担当会員等に通知するとともに、配置した担当会員等の名簿を所管地域県民局長に提出するものとする。

(応急復旧工事の事前準備)

第5条 担当会員等は、次に掲げる場合は、自主的に準備体制をとるものとする。

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合

(2) 大津波が発生した場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、豪雨その他異常な自然現象及び大規模な事故による災害が発生した場合

2 担当会員等は、前項の規定にかかわらず、所管地域県民局長が災害発生のおそれがあると判断し協力要請を行った場合は、準備体制をとるものとする。

3 担当会員等は、協力要請区域内の被災状況について自主的に情報収集に努めるものとする。

(応急復旧工事の実施)

第6条 所管地域県民局長は、応急復旧工事を実施する必要があると認めるときは、原則として担当会員等の中から工事施工者を選定し、当該工事の実施について協力を要請することができる。

2 所管地域県民局長は、第4条の協力要請区域のうち特定の区域の被災が著しいと認めるときは、他の協力要請区域の担当会員等に対し協力を要請することができる。

(協力業務の実施に係る損害)

第7条 協力業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合又は障害物除去等の重機・資機材等に損害が生じた場合にあつては、担当会員等は遅滞なく当該事実を書面により協会支部長を経由して所管地域県民局長に報告するものとする。この場合において、県及び協会員等が負担する額等については、双方協議して定めるものとする。

(防災体制の連携強化)

第8条 所管地域県民局長は、応急対策業務の円滑な実施を図るため、協会支部会員等をもって構成する「地域防災活動連絡協議会」を設置するものとする。

附 則 この実施細目は、平成10年3月10日から施行する。
この実施細目は、平成13年5月11日から施行する。
この実施細目は、平成20年1月31日から施行する。